

女性活躍キャリアイメージ形成事業 募集要領

1 事業の趣旨・目的

女性従業員が少なく、ロールモデルがいない企業の女性従業員に対し、メンターやロールモデルの紹介を行い、キャリア意識及び管理職への意欲の向上を図るとともに、業種を超えた企業の女性社員コミュニティを創出することで、中小企業の女性ロールモデル不足を解消し、キャリアイメージの形成を支援する。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 女性活躍キャリアイメージ形成事業
- (2) 業 務 内 容 別添仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和9年3月23日まで（予定）
- (4) 委託上限額 4,200 千円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

なお、複数の団体がグループを構成して応募する場合は、全ての構成員が次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) プライバシーマーク等を取得するなど、個人情報の保護に十分配慮していること。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ東館 2F
京都府文化生活的部男女共同参画課
京都ウィメンズベース
女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進係
電話番号 075-692-3495 FAX 番号 075-692-3497
メールアドレス：wlbc-kyoto@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間

令和8年8月7日(金)～令和8年9月7日(月)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで。ただし、配布最終日については正午まで。)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」
(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和8年8月7日(金)～令和8年9月7日(月)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで。
ただし、最終日については正午まで。)

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

- イ 提出場所
(1) に同じ。
- ウ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）

5 事前説明会

- (1) 開催日時：令和8年8月18日(火)午後3時から
- (2) 場 所：オンラインにて実施
- (3) 申込方法：事前説明会に参加を希望する者は、申込書（様式6）を作成し、4（1）に提出すること。（FAX可、ただし着信確認の電話をすること）
- (4) 説明会への申込期限：令和8年8月17日（月）正午まで
- (5) その他：事前説明会参加に必要な情報（WEB会議システムのID、パスワード等）は、説明会当日正午までに申込書記載の電子メールアドレス宛て案内する。

6 質疑・回答

- (1) 受付期間 公募開始日～令和8年8月21日（金）午後5時必着
- (2) 質疑方法 持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等 様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「女性活躍キャリアイメージ形成事業に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答方法 質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）に掲載し、個別には回答しない。
- (5) 回答日 質問ごとに回答

7 応募書類

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式1）
 - イ グループ応募を行う場合、グループ構成員表兼委任状（様式1－2）
 - ウ 企画提案書（任意様式）
 - エ 経費見積書（任意様式）
 - オ 団体概要書（様式2）

※法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等がある場合は添付すること。

カ 営業経歴書（様式 3）

キ 京都府税の滞納がないことの証明（様式 4）

ク 消費税及び地方消費税の納税証明

※ キ及びクについては、発行日から 3 箇月以内のもの。コピー可。

ケ 使用印鑑届（様式 5）

コ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、複数のグループ企業体で参加する場合は構成員全ての法人について添付すること。

（ア）法人登記簿謄本（1 部）※発行日から 3 箇月以内のもの。コピー可。

（イ）法人定款

サ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、複数のグループ企業体で参加する場合は構成員全ての任意団体について添付すること。

（ア）団体の規約

（イ）役員一覧

シ 「府内企業」の評価項目で「当該事業で府内在住者を雇用」の 2 点の評価を希望する場合は当該事業で雇用する府内在住者（新規・継続ともに、派遣、アルバイト等含む、予定含む）の内容を申告するものとする。（任意様式）なお、事業遂行後に実績報告を求める。（評価内容に影響を及ぼす変更は認めない。）

（2）企画提案書の作成方法

仕様書を基に作成すること。なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

（3）提出部数 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

（4）提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結

果、生じた責任は提案者が負う。

(5) 留意事項

- ア 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 7）により届け出るものとする。
- イ 応募 1 事業所又は 1 グループにつき、提案は 1 件とする。
- ウ グループ応募の場合は、構成員毎の団体概要と添付書類を提出すること。
- エ 参加表明書を提出した後、企画提案書及び経費見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- オ 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- カ 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- キ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び経費見積書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、経費見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(3) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、経費見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で経費見積書を再作成し、再提出された経費見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イにかかわらず、総合点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 経費見積書の金額が２（４）の委託上限額を超える場合
- エ 府の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (１) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (２) (１) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※ (１) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※ 参加者が（選定業者数＋１）者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。
- (３) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

- (１) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (２) 受託者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (３) 契約代金の支払いについては、精算払とする。ただし、委託料の範囲内で前金払することがある。
- (４) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 本事業は、府の委託事業であり、次の点に注意すること。
 - ア 事業の成果等は府に属する。
 - イ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や京都府会計規則をはじめとする諸規程が適用される。
- (2) 委託先の事業者は、定期的に事業の進捗状況を報告するとともに、事業の受託により得られた情報等については、委託事業終了後も守秘義務を遵守すること。
- (3) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。